

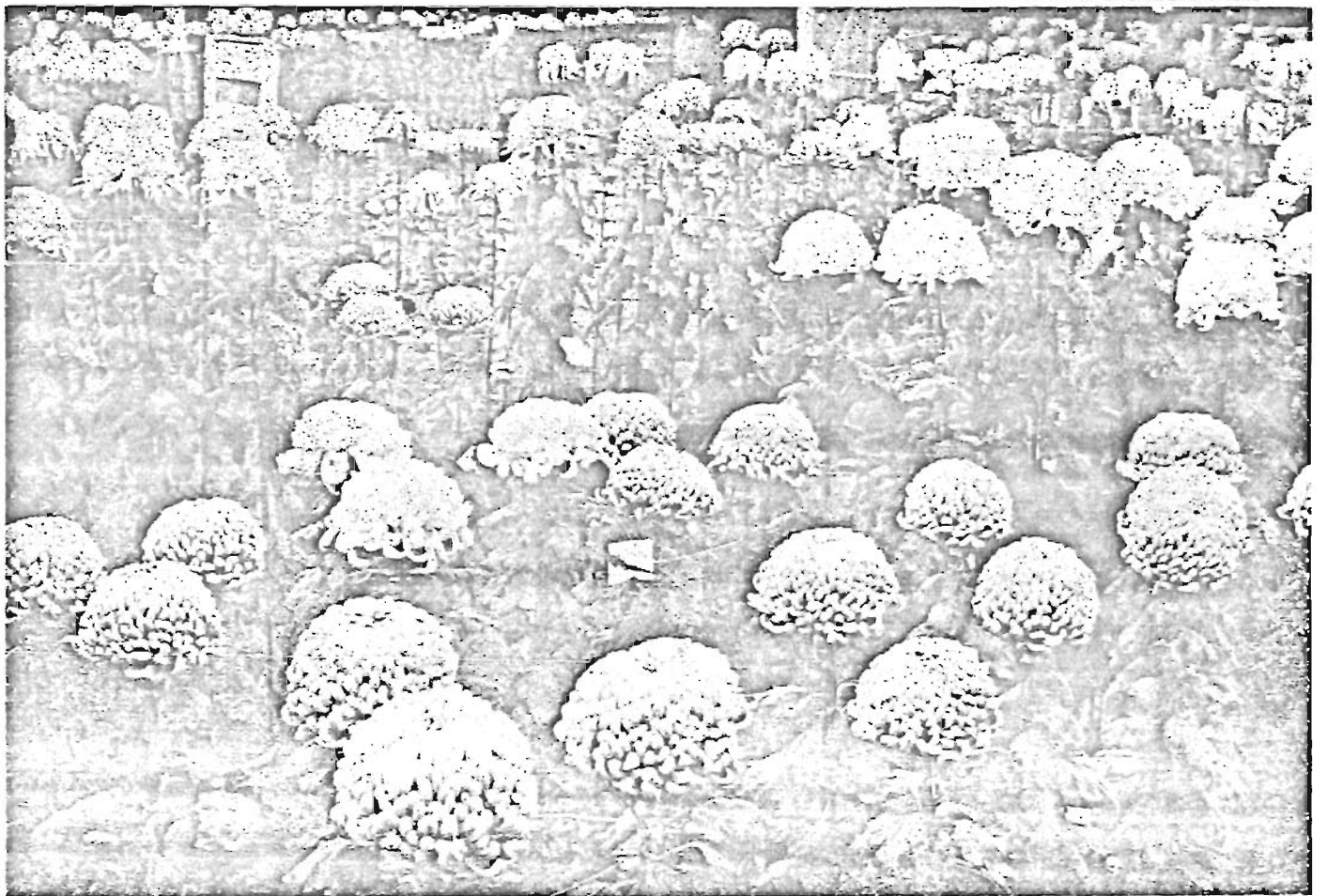
豊島区広報

No. 190

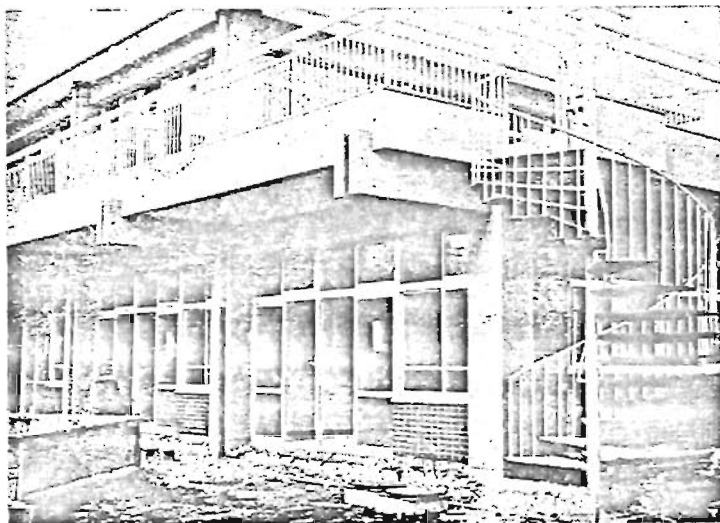
11月号

世帯と人口
10月1日現在
人口 349,284
男 176,376
女 172,908
世帯数 128,240
(住民登録による)

昭和40年11月20日 東京都豊島区役所発行 電話9811
大代表1111



会場いっぱい“秋の香り” ～中池袋公園の菊花展にて～



完成近い
区立高南保育園

7 番目

福祉行政の計画にそって、目下建設中の区立高南保育園（高田南町一丁目三五番地）が、八分どおり完成、12月中旬の落成を目標に工事を進めております。

敷地八五五平方メートルの上に、建物五四七平方メートルの2階造り。

区立では7番目（簡易保育所を除く）の保育園で、収容人員は、幼児六七名、乳児二三名。近く公募のはこびとなりますが、くわしいことについては、区厚生部福祉課（981）一一一一まで。一完成近い高南保育園

41年1月1日実施 —新しい住居表示—

新町名は 「西池袋」「目白」に



慎重に計画された青写真、何度となく繰り返された審議会、説明会など……。いろいろな経過をへて、住居表示第二次実施地区は、昭和41年1月1日からスタートすることになりました。新町名も「西池袋」「目白」となり、飛番や欠番のない整然と順序よく並んだ地番を使うことになりました。

これからは郵便配達、集金屋さん、そしてあなたのお家を訪ねる人たちも、皆がとて助かることでしょう。

今回の実施にあたっては、すでに前月号でお知らせしましたが、特に該当地区の皆さんには同覧版や、住居表示の「お知らせ」などをお配りしてまいりました。明るい町づくりがスムーズにできるよう、いっそうのご協力をお願いします。

なお、こんどの実施地区には、いっていない地区も、今後着々と新しい住居表示を進めていく

今回の実施にあたっては、すでに前月号でお知らせしましたが、特に該当地区の皆さんには同覧版や、住居表示の「お知らせ」などをお配りしてまいりました。明るい町づくりがスムーズにできるよう、いっそうのご協力をお願いします。

なお、こんどの実施地区には、いっていない地区も、今後着々と新しい住居表示を進めていく

は、皆さんに通知された新しい住所で申請していただくこととなります。

皆さんの届出でにより
訂正されるものは

勤務先の住所変更、自動車所有者の住所変更、運転免許証、不動産登記の所有者の住所欄、そのほか免許許可の住所変更届などとなっております。

なお、これらを証明するものとして「住居表示変更証明書」を区役所1階の区民課、または所轄の出張所で無料で発行しますのでお申し出ください。

土地や家屋、戸籍の本籍表示は

従来の番地を使う特例として新しい住居表示が実施されても、これだけは新しい町名と、もとの番地を用いることとなります。例えば本籍が豊島区雑司ヶ谷町六丁目一三四番地にある方は豊島区西池袋二丁目一三四番地とあらわします。

家を新築したときは

これからの住居番号は、区役所でつけます。家や事務所などを新築したときは、お手数でも区役所へ必ず届出てください。係員が調べて新し

い住所をお知らせします。

なおいっそうのご協力を

町名が変わったために、入っている町内会が変わったり、これまで親しんできた町内の方とも町の名前がわかれわかれになったり「○番○号」に親しみにくかったり、自分の間ご不便をおかけするかもしれませんが将来に向かってわかりやすく、たづねやすい町づくりに皆さんのご協力をお願いいたします。

お貸しできる金額は、一口2万円・一世帯5万円まで。利率は月3分。お米の通帳とハンコをお忘れなく！

池袋公益質屋池袋一の一三四
東上線北池袋駅下車歩3分
駒込公益質屋駒込四の一五
国電駒込駅下車歩7分

住民登録関係の届出は

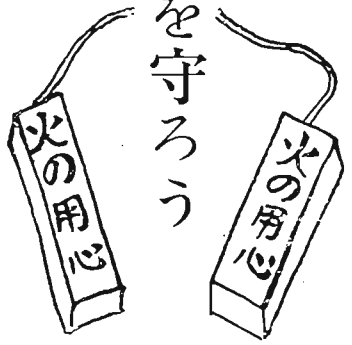
14日以内にお忘れなく

次の場合は、必ず14日以内に所轄の出張所へ届けてください。

◇新しく豊島区内に住所を定めるとき(転入届) ◇豊島区内で住所を移したとき(転居届) ◇住所は変わらないが、いまままでの世帯が分かれたり、合併したりしたとき、また世帯主、続柄が変わったとき(変更届)

秋の火災予防運動

火災からいのちを守ろう



11月26日～12月2日

火災シーズンを前に、本年も全国いっせいに秋の火災予防運動が、11月26日から12月2日までの一週間にわたって行なわれます。

1年をとおし、火をいばん扱う冬から春さきにかけては空気が乾燥してくるため、火事も一番多くおこります。

火災の統計を見ると、ことしに入って10月末現在、区内でおきた火事は六、七四〇件、死んだ人一〇〇名にものほりました。豊島区内でも、二一三件、三名が焼死しました。原因では、たばこの吸ガラが昨年と同様、依然トップ。たばこの火ぐらい、とつい思わぬ油断をしてしまいがちです。「たばこは必ず吸ガラ入れのあるところ」……愛煙家の注意が強く望まれます。

ことしの火災の傾向は、全焼火災でなく小火災でも、焼死者が多くなっていることに注目されます。そこで豊島・池袋両消防署では、焼死者をなくそうと「人命安全対策

推進本部」を設けて、木造建物の3階や屋根裏を居室に使っている建物の査察を強化し、指導を続けております。一般の家庭でもつぎのことからを参考にして、火災防止と人命安全対策を、もう一度検討しましょう。

- ・ 焼死事故の例を見ると
- ・ 火災の発見が遅れたもの
- ・ 避難設備の悪かったもの
- ・ 危険物の取扱いを誤ったものが、ベスト3になっっています。
- ◇寝る前に、もう一度火の元を確認しよう——。なんといっても一番恐ろしいのは、就寝中の火災です。
- ・ 避難の方法について家族で話合っておくこと
- ・ 火を使う場所や避難通路は、整理整頓しておくこと
- ・ 寝たばこはなるべくやめること
- ・ 石油・ガソリン・プロパンなどは正しい取扱いをすること

昭和41年度特別区民税・都民税の特別徴収給与支払報告書の提出についての説明会の共同説明会

昭和41年度特別区民税・都民税の特別徴収給与支払報告書の提出についての説明会を下記日程により開かれます。

対象は区内で所得税の源泉徴収をする義務のある事務所事業所などです。

なお、当日は所得税の源泉徴収年末調整事務と法定調書についての説明も合わせて行なわれますので、ぜひご出席ください。

▲説明会についてのお問い合わせは

- ・ 給与支払報告書関係は
- ・ 区税務課課税第二係(88)一一一一
- ・ 年末調整事務と法定調書関係は
- ・ 豊島税務署法人税第一課法人源

と き	と ころ	該 当 地 域
12月6日(日)	大宮区立大宮図書館 学習7号 仮講堂	高田南町、高田北町、雑司が丘、高田京町、高田南町、高田千代、高田各全域
7日(火)	豊島区立豊島図書館	池袋東1～3丁目、池袋西1丁目
8日(水)	豊島区立豊島図書館	池袋1～8丁目、堀之内町
9日(木)	千代田区立千代田図書館	駒込、泉の各全域、西泉町2～4丁目

中小企業の退職金共済制度とは

常用の従業員が三〇〇人(商業・サービス業は五〇人)未満の事業主が退職金共済事業団と契約して、毎月掛金を納めますと、退職した従業員に、直接事業団から有利な条件で退職金が支給されます。また、建設業の現場労働者のために、共済組合による特別な制度もあります。

くわしいことについては、都労働局労政課(22)五九七四 または新宿労政事務所(369)〇一九一へ

いつも明るく青色申告
納税貯蓄で今年も完納

—青色申告普及月間—
(11月1日～30日)

期間中は、区役所経済課内
商工会議所青色申告会でも新規
の申請を受付けております

—豊島税務署—

「納税感謝のついで」

去る11月12日豊島公会堂において区、税務署、都税事務所、納貯連合会の共催によって行なわれました。

当日、区内納税功労者九七名に対し四者が個々に表彰状と感謝状を贈りました。

◎はじめに

わたくしたちの生活で一番大切なことは、なんといっても「健康である」ということですが、わたくしたちの多くは、病気や思わぬケガをしたときのために、充分の用意をいつもしているとはかぎりません。

医療保険は、ふだんからお金を出し合って、いざというときにお互いに助け合う制度です。

皆さんは、会社や事業所の健康保険、あるいは日雇労働者健康保険、給付保険、公務員の共済組合、同業者でやっている国保組合などにお入りでしょうか。

また、どの医療保険にも入っていない人がおりましたら、すぐ加入の手続きをしてください。

4年前の昭和36年4月からは、日本のどこに住んでいても、医療保険のない人はいなくなりました。つまり国民皆保険が達成されたわけですから、国民健康保険のあらましをお知らせしましょう。

◎豊島区国保の被保険者

豊島区に住んでいる人は、赤ちゃんからお年寄りまで、皆んな豊島区国保の被保険者です。

ただし、次の人は除かれます。

- ①戦場にある健康保険や日雇労働者健康保険の被保険者とその被扶養者
- ②国保組合の組合員とその家族
- ③生活保護法による保護を受けてい

る世帯に属する人

④らい病で療養所に入っている人

⑤外国人(世帯主)とその家族、ただし世帯主が日本人で家族が外国人のときはその家族だけ

◎どんな給付が受けられるか

豊島区の国保で治療を受ける場合

治るまでは何年でも、被保険者の資

たときは、その世帯の世帯主に、助産費として、三千円が支給されます

(この場合妊娠4か月以上二、死産の場合も含まれます)また被保険者が死亡した場合、その人の葬祭を行なった人に、葬祭費として、三千円が支給されます。

◎保険でみてもらうとき

国民健康保険のお知らせ



格のある間は、次の治療が受けられます。

- ①医師や歯科医師の診察
- ②治療に必要な薬や、治療材料の支給
- ③手術やいろいろな手当、入れ歯
- ④入院、看護
- ⑤病人を運ぶ費用

このほかに、被保険者が出産をし

健所に申請をして、許可になったものについては、一部負担金は区が負担いたします。

◎医療費の立て替え払いについて
お医者さんにかかったり、薬をもらったりしたときは、窓口で一部負担金を支払うだけでよいのですが、次のような場合には、皆さんがいったん立て替えて支払い、あとで保険で決められた医療費におおした金額の七割を、区から受けることになります。これを療養費払いといいます。

- ①看護、移送の費用
- ②輸血のときに新鮮血を使用したとき
- ③ニルセットなどの費用
- ④あんま師(この場合医師の同意書が必要)、柔道整復師の治療を受けたとき
- ⑤旅行先で、健康保険医でありながら、東京の国保を扱わないお医者さんにかかったとき、また急病などで保険証を提示することができなかったとき(この場合、後日すぐ保険証をもっていただく)の費用

このようなときは、一応全額支払い、お医者さんから診療内容明細書と領収書をもらい、それをつけて区へ申請してください。

ただし①から④については、必要書類につき国保課資格給付係(内線三二三番)へお尋ねください。

(←次頁につづく)

◎保険が使えない場合
①自分でわざと、病気やケガをしたとき

②健康診断を目的とする診察、検査

③美容のための整形手術など

④平常妊娠、正常分娩

⑤歯ならびの矯正

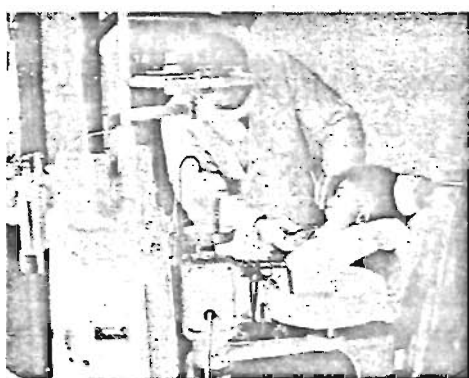
このほか傷病の発生原因が、他人によって起こされた場合(第三者行為による傷害)この場合直ちに傷病届をお出しく下さい)には、原則として、国保ではその医療費の給付をいたしません。

◎保険料

保険は皆さんがお金をかけてお互いに助け合うものですから、皆さんに納めていただく保険料は、国保の仕事ですすめていく上で、一番大切なものです。

①保険料の計算方法

保険料は、次の所得割と均等割との合算額によって、賦課されます。



★診察を受けるときは、必ず始めに保険証をだしましょう。



★国保では、その疾病または負傷が治るまで、お医者さんに診てもらえます。

所得割額……国保加入者の、前年度の特別区民税額の95%、(他所から転入した方で、前年度が他の都道府県民税および市町村民税として、課税されている場合、豊島区の特別区民税に換算した額を、特別区民税額とみなして、所得割額を算定します)

均等割額……国保加入者一人につき六百円

以上が一世帯の、1年間の保険料ですが、これを12か月に割って(10円未満の端数は、最初の月に算入します。)その月の分を、毎月末までに納めていただきます。加入者が増えたときはその月から、減ったときはその前の月までを月割りにして計算します。

保険料の最高額は、年額五万円までです。

②保険料の通知

保険料の年額と、毎月の納付額は

毎年4月に、世帯主に通知します。新規転入、世帯内の加入者増減などのときは、そのつど通知します。

③保険料の納付方法

保険料は、区役所の職員が毎月集金に皆さんの自宅を訪問しますからそのときは、すぐ払うことができますように、用意しておいてください。お勤めなどの都合で留守がちのお宅は、隣の方へお預けくださるか、区役所国保課へ直接納入してください。なお、郵送されるときは、現金書留が便利です。

◎国保の保養施設について

国保に入っている皆さんが、お気軽にご利用していただけるよう、近隣の温泉地の旅館と国保の指定旅館の契約を結んでおります。

①指定旅館所在温泉地

湯沢、塩原、川治、鬼怒川、水上、四万、草津、伊香保、箱根湯本、同宮ノ下、湯河原、伊東、古奈、伊豆



★保険料は、毎月月末までに、お納めください。

長岡、熱川、箱根



★国保のお届けは、10日以内に、区役所または出張所へ……。

②利用方法

利用される日の二週間ほど前までに、国保課管理係(内線三二二番)へお申し込みください。

③料金、旅館名など

契約料金は、一泊二食付千円から千七百円までで、旅館名など詳細については、お尋ねください。

◎国保の届け出は、10日以内に

国保についてのお届けは、すべて10日以内に、世帯主が区役所または出張所へ届け出てください。

転入、転出、住所変更、他の医療保険に加入、離脱、出生、死亡、その他世帯に変更があった場合、保険証を添えて手続きをしてください。

◎お問い合わせ、ご意見は

国保のことで、お問い合わせ、ご意見、ご相談などがありましたら、ごえんりよなく、管理係へ申し出てください。

社会教育だより



— 会館の施設紹介 —

室名	収容人数	主な使用目的
視聴覚室	25名	優良映画試写会、映写技術講習会、各種音楽教室
会議室	20名	各種集会、懇談会
和室	50名	各種集会、講習会、茶道教室、華道教室、習字教室
普通教室	40名	青年学級、青少年講習会、研修会、各種教室、各種学級
文化教室	40名	絵画教室、彫刻教室、工芸教室
レクリエーションホール	100名	フォークダンス、ゲーム、体育研修会、講習会、講演会、映画会
読書室	30名	読書

青少年のグループ活動の場

豊島区立青年館 ご案内...

「働いている青少年のグループで会合を開きたいが、適当な会場がない」—このようにお困りの青少年団体はございませんか……、また、文化活動レクリエーションに参加されたい方はおりませんか……。

このような方たちのために、青少年の総合的な教養とレクリエーションセンター。区立青年館があります。

利用できる方は、区内の青少年団体、子ども会などです。

開館時間：午前9時と午後9時

使用料：無料

休館日：毎週月曜日・国民の

祝日の翌日・年末年始

申込先とお問い合わせは：

池袋二丁目一〇三五番

豊島区立青年館(98)六七四〇

◇臨時休館日：12月18・19日は都合により臨時休館いたします。

※ピアノ、テープレコーダー

ステレオ、茶道具、16・8ミリ

映写機、オートルाइドなど

もお貸しします。

☆ 区民スキー講習会



ウィンター・スポーツの花形、スキー・ズンの開幕を間近かにひかえ恒例の区民スキー講習会を開きますので、ふるってご参加ください。

第一回(講習・検定会)

とき：41年1月21日/23日まで

(前夜出発 2泊3日)

ところ：万葉温泉スキー場

宿舎は百景園

第二回(講習)

とき：41年2月17日/20日まで

(前夜出発 3泊4日)

ところ：熊の湯スキー場

宿舎は熊の湯

参加資格：中学生以上の区内在住者と在勤者

申込先：12月中旬(予定)

社会教育係まで(98)一一一一

☆ 若さを保つ教室



私たちの毎日の生活は、とかく運動不足になりがちです。「つかれやすい」「肩がこる」「腰が痛い」「食欲がない」「よく眠れない」ということ

はありませんか。—。いつどこでも健康体操やゲームを楽しみながら、あなたの健康を守るために、ぜひ参加しましょう。

☆ 民踊教室

初心者を対象に開きますので、お気軽におでかけください。

とき：12月2日午後7時～8時30分

ところ：豊島区立青年館

対象：中学生以上の区内在住者と在勤者

定員：参加料：五〇名 無料

指導：区民踊連盟 指導部

申込先：会場で受け付けいたします。

☆ 区民釣教室



釣愛好者のために、ワカサギ(湖上・氷上釣)の釣教室を開きます。腕に自信のある方もぜひどうぞ。

とき：12月15日午後7時～8時30分

ところ：豊島区立青年館

対象：中学生以上の区内在住者と在勤者

講師：区釣友連合会副会長

津布久悦太郎氏

定員：参加料：五〇名 無料

申込先：会場で直接受け付けします。

おかあさん、みみよりのはなし

「安全ひろば」…校庭開放…

子どもを明るく元気に育てあげたい…。これは、おかあさんのこころからの願いです。

しかし、子どもの交通事故の少ない報道が新聞にのらない日はありません。きつと、おかあさんがたの胸はしめつけられる思いでしょう。

これについては、区でも学校でも特に力を入れ、いろいろな対策をたてております。

そのひとつが校庭開放…。校庭を地域の子どもたちが自由に遊べるようにしております。

都から区へ

移管事務の手引き⑦

精神薄弱者福祉法

この法律は、精神薄弱者に対し更生のための援助と必要な保護措置をして、その福祉をはかるもので、昭和35年4月に制定されました。

制定以前は児童福祉法によって、精神薄弱児のみ援護されておりましたが、この法律によって成人に対しても援護されることになり、明るい光を投げかけたものです。

このため福祉事務所には、専任の

利用日には、指導員が出向き健全で安全な遊び方も教えています。

利用できる者は、小学校に通学している学童に限ります。

【利用できる日】

日曜日、国民の祝日、学校の休業日(ただし、学校の行事、天候などで中止することもあります)

【注意】

○野球やほかの人に迷惑のかかる遊びはできません。

恵まれない方たちに暖かい手を…

ご協力ください

区の歳末助け合い運動が11月10日から30日まで行なわれています。

ことしも町会、婦人会などのご協力をえて、区で作った「歳末助け合い袋」を各家庭にお配りして不用品などを売ったお金を、助け合い基金

福祉司が置かれ、東京都では精神薄弱者更生相談所を新宿区戸山町一に設けました。

福祉事務所では、これらの方たちに対して、援護施設への入所、生活

“成人の日”記念行事について

来年1月15日は“成人の日”この日を迎える青年の将来を祝福、激励するために、区では記念行事を行ないます。

対象者は、昭和20年1月16日から昭和21年1月15日まで生まれ、当日は豊島公会堂で、式典を行なうほか豊島振興会館で“成人のつとめ”などを開く予定です。

該当者には、12月1日現在の住民登録によって調べた上通知しますが、くわしいことについては、12月号の広報紙上でお知らせします。



としていれていただいで、ます。

区内の生活に恵まれない方々に皆さんの愛と善意をさしのべましょう。なお、共同募金などのことについて、一部新聞紙上において取り扱われましたが、本区とは何ら関係ありませんことを申しそえます。

および職業の相談、重度な精神薄弱児の扶養手当、所得税の税額控除申請など、あらゆるご相談に応じておりますので、ご遠慮なくご相談ください。さるよう望んでおります。

卓球教室

初めての方、特に歓迎いたします
とき：12月7・14日
午後6時30分～8時30分

ところ：豊島区青年館
対象：中学生以上区内在住と在勤者
定員・参加料：四〇名 無料
指導：区体育指導委員会
申込先：会場で受け付けます。

◎社会教育だよりについてのお問い合わせは、区教委社会教育係または社会体育係へ(981)一一一一

身体障害者の精神薄弱者の

巡回相談が行なわれます

とき：11月24日(水)午後1時～4時
ところ：豊島区立青年館

△相談内容▽

- ◇ 身体障害者の方：・医療・生活・職業・障害年金・義肢装具の適合検査交付診理・装具の訓練 などのこと
- ◇ 精神薄弱者の方：・医療判定・心理転能・生活・医療・医療保護施設への照会・居宅指導・職親への委託 などのこと

このことについてのお問い合わせは、豊島福祉事務所(981)一一一一へ

お知らせ



年賀状は
12月15日から22日までに

郵便局からお願い

毎年のことながら年末は郵便物が非常に多くなります。しかもこれを短期間に処理しなければならぬため郵便局はてんてこまいの忙がしさです。皆さんのご協力をお願いいたします。

① 年賀状は12月15日から22日までの間になるべく早く、また贈答用の小包や印刷物は、12月15日までに出してください。

② 表札は必ず出しませう。古くなって読みにくかったり、名刺を代用している家庭では、この際表札を出してください。

③ 郵便物の宛名は正確に、はっきりと。差出人の住所・氏名も省略せずに正確に書いてください。

※ なお、新住居表示の行なわれた地域に出すときは、必ず新住所名で書いてください。○方、△△アパート内などの肩書も忘れずに
④ ことしも書状の年賀郵便は取扱いません。ご注意ください。

⑤ 私製年賀はがきを使う人は、特別意匠入り料金別納・後納の制度をご利用ください。これにはいちいち切手をはる必要がありません

転入・転居届のとき
国民年金手帳を忘れずに

ひとりてなやむよりもまず相談

巡回少年相談所を開きます
警視庁少年第一課から

不良仲間とつきあったり、反抗、乱暴をしたり、無断で泊ってくる！など、生活の調子が乱れてきたお子さんのことなど親身になって相談に応じます。

なお、テストを希望される方は、心理専門の技師が無料でいたします
とき：11月29日(月)・30日(火)
午前10時～午後5時まで

ところ：巣鴨とげぬき地蔵尊境内
国電巣鴨駅下車徒歩5分

内職出張相談を

ご利用ください

足立内職公共職業補導所では、内職あつせんの出張相談を行ないます
▽とき12月3日(金)前9時～後4時
▽ところ 豊島振興会館会議室2階
なお、当日は相当混み合いますのでお早目にお出かけください。

電報を早く
お届けするために



最近特に交通の混雑化にともない交通規制などで電報配達に要する時間が長くなる傾向にありますので、電報を早くお届けするために、電報加入者または電話機設置場所の居住者あての電報は、加入電話によってお知らせする「電話配達」が最も早く届けられますので、皆さんの協力をご利用をお願いいたします。

なお、電話のある受取人あてに電報をお出しになるときは、「宛名らん」に電話取扱局名・電話番号・受取人のお名前を書いていただければ電話でお届けすることができますよ。くわしいことは、池袋電報電話局(91)八一五五(無料)

☆大泉電話局が開局!

11月14日から、いままです石神井電報電話局と北町電話局の受持区域の一部が新しく大泉電話局の受持区域になりました。

石神井電報電話局(九九六・九九七・九二四)と北町電話局(九三二・九三三)が大泉電話局(九二四・九二二)に変わりました。
お問い合わせは 大泉電話局 練馬区東大泉九七一(電)〇〇〇一へ

『消費者相談室』を

ご利用ください

香果や魚の値上り、化学繊維、電気機械器具など、新製品の出廻りによって消費生活は変わってきました。このため区では、消費者の利益と生活の安定をはかるため、「消費者相談室」を常設して皆さんの苦情や要望に応じております。

◇ 相談日 毎日執務時間中
◇ ところ 区民部経済課内

図書館
書だより



江戸東京地名辞典 菊池 秀夫
文章心理学 波多野完治
人間の心得 亀井勝一郎
話し方と聞き方の構成 堀川 直義
大東亜戦争全史 服部卓四郎
フランスロマン主義と人間像 田浩一郎
日本の幼稚園 上座一郎外
人間形成のある家庭 毎日新聞社
テレビっ子のしつけ 乾 幸
近代俳句 神田秀夫外
かえらざる故郷 丹羽 文雄
或る戦後 シモースド・ボーヴァール
おもちゃと玩具 斎藤 良輔
のぎくの道 近藤 原理
皆さんの実戦ゴルフ 宮本 留吉
自動車の選び方使い方自動車問題研究会